

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 一
○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (同) 一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 一
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 二

告 示

○保安施設地区の指定の予定 (森林整備課) 二
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (水産業基盤整備課) 二

公 告

○道路の供用開始 (道路課) 三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 三

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十三号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 第十五条の十第一項の規定による都道府県大規模氾濫減災協議会の設置
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年九月十九日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の項に次の一号を加える。

十二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)附則第四条第一項後段及び第五条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の教諭等に対する研修(幼稚園の教諭及び助教諭の資格に係る部分に限る。)に関する事務
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十四号

訓 令 甲

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一土木部長の河川課に係る専決事項の項第一号中ラをムとし、ツからナまでをネからラまでとし、同号中「第五十八条の十」を「第五十八条の十一」に改め、同号中ソをツとし、トからレまでをチからソまでとし、への次に次のように加える。

ト 国土交通大臣に対する特定河川工事の要請(第十六条の四)

別表第一土木部長の河川課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

六 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)の施行に関する次のこと。

イ 独立行政法人水資源機構（以下この号において「機構」という。）に対する特定河川工事の要請（第十九条の二）

ロ 二級河川の指定の変更又は廃止に係る機構の意見の聴取（第十九条の三）

別表第一河川課長の専決事項の項第五号中ヲをワとし、チからルまでをリからヲまでとし、トの次に次のように加える。

チ 市町村長に対する情報提供、助言その他の援助及び河川協力団体への協力の要請（第十五条の十二）

附 則

この訓令は、平成二十九年九月十九日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百五号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年九月十九日から平成二十九年十月三日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十九年九月七日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安施設地区を指定する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一九六号、標柱一九七号、標柱二〇〇号、標柱一九九号、標柱一九

八号を順次結んだ線及び標柱一九六号と標柱一九八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一〇五〇号、標柱一〇五一号、標柱一〇五七号、標柱一〇五六号、標柱一〇六〇号、標柱一〇六五号、標柱一〇六二二号、標柱一〇六一号、標柱一〇五四号を順次結んだ線及び標柱一〇五〇号と標柱一〇五四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一二二〇号、標柱一二二一号、標柱一二一六号、標柱一二一五号を順次結んだ線及び標柱一二二〇号と標柱一二一五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

岩沼市押分字須加原三六、一一二の一〇、一一二の一、早股字前川一六九

二 指定の目的
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十九年九月十九日

一 しゅん功認可年月日

平成二十九年九月十三日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県 宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 埋立区域

宮城県

宮城県

宮城県

宮城県

宮城県

1 位置

第三種波渡漁港区域内

石巻市波渡字祝田藤ヶ崎一番五、同一番三、字佐須藤ヶ崎一番三、同八〇番地に隣接する公有水面

2 区 域

次の①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から四五度〇一分五一秒三六・三九メートル地点を円心とする半径三六・三九メートルの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ西側の円弧、④の地点と⑬の地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と①の地点を結ぶ平成二十年の秋分の日の満潮位(DL+1・三三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①地点 石巻市波渡字佐須藤ヶ崎一―二番地に設置した基準点S A 一四(北緯三八度二四分二二・二四四二秒、東経一四一度二二分〇・九二三三秒) から〇度二三分五五秒 一二・六〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二七二度〇五分三六秒 一四・一九メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三二二度四分四八秒 一・四〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 三四三度四二分一〇秒 三四・八〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 九度四六分四三秒 六・五八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 八度三七分五九秒 二〇・〇二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 六度一五分一九秒 二〇・〇二メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 七度三二分四〇秒 二〇・〇一メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 七度一三分四六秒 二〇・〇一メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 七度〇〇分〇一秒 二〇・〇一メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 三三九度五三分三四秒 五・四四メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 四六度一〇分〇一秒 五・五六メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 五四度四九分四五秒 一〇・四五メートルの地点

3 面 積

一七一・五・六七平方メートル(埋立区域)

四 免許の年月日及び番号

平成二十二年三月二十四日

宮城県(水整) 指令第三十三号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

石巻市

〇宮城県告示第八百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町高白浜字根浜二二〇番二地先から同郡同町高白浜字根浜一二番三地先まで	平成二十九年九月十九日

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年九月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十九年県債道路受五六―一〇〇―一号

2 工事名 町道女川出島線出島架橋本体工事

3 施工場所 町道女川出島線 牡鹿郡女川町竹浦・出島地内

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成三十五年三月二十八日まで

5 工事概要 橋 長 三六四メートル

アーチ支間長 三二四メートル

幅 員 六、五メートル(歩道なし)

上 部 工 (鋼中路式アーチ橋)

製作工 一式

架設工 一式

下 部 工 逆T式橋台 二基

壁式橋脚 二基

基礎杭 四本

詳細設計 一式

- 6 予定価格 宮城県建設工事総合評価落札方式（高度型）の手引き（以下「総合評価の手引き」という。）5により決定したときに公表する。
 - 7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査・郵送入札・調査基準価格適用）
 - 8 落札方式 総合評価落札方式（高度型（Ⅱ型））
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
 - 1 共同企業体の結成方法
 - (一) 構成員の数は、三者であること。
 - (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者並びに2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。
 - (三) 結成は、自主結成であること。
 - (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
 - (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。
 - 2 共同企業体の構成員の資格
 - (一) 共同企業体におけるすべての構成員
 - (1) 平成二十九年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。
 - (2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
 - (4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
 - (5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。
- なお、被補助人、被補助人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得てい

る者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 - ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二條第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。
 - ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
 - (7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。
 - (8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。
 - (二) 共同企業体における代表者
 - (1) 特定調達参加資格の承認の際に鋼橋上部工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が千点以上であること。
 - (2) 平成十九年度以降において、鋼道路橋における上部工工事（アーチ橋）の製作及び架設を元請けとして施工した実績（共同企業体としての実績は、代表者であつた場合に限る。）を

有すること。

(3) 建設業法第十五条の規定に基づく鋼橋上部工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(4) 現場施工に着手する日までに、鋼橋上部工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

(5) 当該詳細設計において管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、いずれか一方が技術士(総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」)又は建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」))の資格を有するものであること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が八百五十点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 現場施工に着手する日までに、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

三 入札手続等

1 入札執行者

宮城県出納局契約課長 菅原 健一

2 担当課及び担当班

〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二二二二二一三三三三六

3 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 2と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十九年九月十九日(火) から平成二十九年十月十六日(月) まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

2において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

4 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができ。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十九年九月十九日(火) から平成二十九年十二月四日(月) まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

提出期限は平成三十年二月中旬以降とし、技術提案の審査を終了した後に技術審査会で決定されたときに公告する。また、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 2と同じ

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年二月中旬以降とし、技術提案の審査を終了した後に技術審査会で決定されたときに公告する。

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の3により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十九年九月十九日(火) から平成二十九年十月十六日(月) まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の2と同じ

3 入札参加資格の審査等

- (一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。
- (二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- (三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

- 1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- 2 工事費内訳書の様式は別に定める。
- 3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び協議の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第十八号)

第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

- 2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(高度型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(高度型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)において閲覧できる。

十二 概要

6 詳細は入札説明書による。

Summary

- 1 Nature of Service to be Procured : Construction of Izushima Bridge on the Town Road Onagawa Iushima Line
- 2 Quantity of the Service to be Procured : 364-meter long bridge
- 3 Contact Information and Address for Bid Submission : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3336
- 4 Application Deadline for Participation in Bid : October 16, 2017, 5 : 00 pm.
- 5 Executor of Bidding : Kenichi Sugawara, Director of Government Contract Division Treasury Department, Miyagi Prefectural Government
- 6 Deadline for Bid Submission : From mid-February 2018 on Public notice will be made after

technical proposals are reviewed and selected upon by the technical review board.

7 Location of Bid Selection : First Bidding Room, 2nd floor of Miyagi Prefectural Government Building 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

8 Date and Time of Bid Selection : From mid-February 2018 on Public notice will be made after technical proposals are reviewed and selected upon by the technical review board.